

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例(平成27年3月27日京都市条例第77号)

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)

次のとおり京都市深草墓地を設置することとしました。

施設の名称 京都市深草墓地

施設の位置 京都市伏見区深草石峰寺山町

敷地面積 1,927平方メートル

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第77号

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例

京都市市営墓地条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市宝塔寺山墓地の項を次のように改める。

京都市宝塔寺山墓地	京都市伏見区深草宝塔寺山町
京都市深草墓地	京都市伏見区深草石峰寺山町

別表第2京都市宝塔寺山墓地の項の次に次の1項を加える。

京都市深草墓地	1,000,000	800,000	600,000	400,000
---------	-----------	---------	---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市深草墓地を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)